

2022年9月15日

医療保険（生命保険）に加入の皆様へ

株式会社サンプラネット
保 険 グ ル ー プ
TEL03-5978-1931
FAX03-5978-1968

「新型コロナ」宿泊療養・自宅療養を入院とみなす取扱いについて

この度の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に、心からお見舞い申し上げます。

これまでみなし入院による在宅療養期間については、入院保険金をお支払いさせていただいておりましたが、各保険会社が政府方針を受け、支払い要件について見直すことになりました。

9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断されて方については、宿泊療養・自宅療養を入院とみなして入院保険金等を支払う取扱いの対象を、重症化リスクの高い方に変更となります。

※診断日が9月25日までの方につきましては、これまで同様の取扱いとなります。

※診断日によって支払い対象の取り扱いが変わりますので、ご注意ください。

取扱い変更の内容

9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、以下の「重症化リスクの高い方」

- ①65才以上の方
- ②入院を要する方
- ③重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ④妊婦の方

ご不明な点は、サンプラネット保険グループまでお問合せください。